



平成20年度「チタン（研究・国際交流）助成対象案件」応募要領

(社)日本チタン協会

平成20年10月

1. 研究助成の応募方法

所定申請書に記載の上、当協会事務局に、締切り日までに郵送（必着）又はEメールにより提出して下さい。

2. 対象とする研究・国際交流案件

研究対象を幅広く捉え、チタン関連又は応用可能な物性・製造プロセス・成形加工・設計・感性工学・極限環境性能など広範囲な研究案件及びチタン研究成果の海外で開催の国際会議で発表又は討議への参加関係費用とします。

3. 応募資格

国内の大学、短大、高専、工業高校、公設研究機関（国内の大学、短大、高専、工業高校、公設研究機関、学校法人及びそれに準ずる研究教育機関）に在籍し、課題申請締切日（12月25日）時点で40歳以下の研究者（個人又はグループ）とします。申請書に原則指導教官の署名捺印を必要とします。

4. 助成期間

期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

5. 助成金額

研究助成は、1案件当たり40万円とし、国際交流助成は1案件当たり15万円とします。

6. 年間助成件数

研究助成は、年間4件以内とし、国際交流助成は3件以内とします。

7. 応募可能数

研究助成、国際交流助成の2助成のどちらか一方に対し、個人あるいは1グループで1件とします。

8. 助成案件の選考

助成案件選考は、選考委員会が行い、その選考結果に基づいて理事会が採択します。

9. 助成案件決定の通知

選考委員会が選定した後、助成適用案件については(社)日本チタン協会ホームページで公開し、その他案件についてはE-mailないしは書面で応募者に通知します。

10. 研究・国際交流成果の報告

(1) 成果ないしは国際交流参加結果は、助成金受理の翌年3月10日（土、日曜日又は国の祭日に当たる場合は、その翌日）までに助成金の使途概況と成果概要を事務局宛にE-Mail等でご報告戴きます。

(2)最終成果報告は、6 ヶ月以内に助成金の使途概況と共に成果報告書を事務局宛に提出して戴きます。成果報告書は、A 4 用紙 4 枚程度とします。但し、学会等で研究発表を行った場合は、講演概要を成果報告書とできます。

11. 成果の発表

成果は、1 年以内に可能な限り(社)日本チタン協会誌「チタン」に論文発表をお願いいたします。他の広報誌との投稿順序は問いません。また(社)日本チタン協会の春・秋いずれかの講演会において発表をお願いすることがございます。なお、研究成果発表においては「チタン研究助成」を受けたことを明記して下さい。

12. 助成金の使途範囲及び使途報告

助成金の使途先は、制限いたしません。使途報告は、会議費、設備費、消耗品費、交通費などの区分とします。なお、報告書は A4 判とし、様式は任意とします。

13. 助成の中止

助成対象者が、応募資格を喪失した場合、(社)日本チタン協会は、事情を聴取の上、助成を中止又は返金いただく場合があります。

14. 特許等の取扱

研究助成により得られた成果に特許等を取得する場合は、予め(社)日本チタン協会事務局宛に書面をもってご連絡下さい。(社)日本チタン協会は、当該研究者が了解する適切な条件で特許等の実施許諾をお願いする場合があります。

15. 助成金の支払い

案件採択通知後 1 か月以内を目途に、原則、申請研究者の所属機関に使用目的を明確にして研究委託費として支払います。

16. 募集期間

応募期間は、各年 10 月 初旬～同年 12 月 25 日迄とし、規定の応募用紙に必要事項を記入し下記宛にご提出下さい。郵送の場合は、募集締切日必着とします。募集日以降は受付け出来ません。

17. 公募要領等入手方法

「チタン（研究・国際交流）助成公募要領」並びに「チタン（研究・国際交流）助成申請書」を(社)日本チタン協会のホームページから入手し、必要事項記入の上、提出して下さい。用紙入手困難な場合は、(社)日本チタン協会事務局にお問合せ下さい。

(社)日本チタン協会 URL: <http://www.titan-japan.com/>

18. 助成案件等書面の提出先

(社)日本チタン協会 事務局 伊藤 均

〒101 - 0054 東京都千代田区神田錦町 2 - 9 大新ビル(7 階)

電話 03 3295-5958 FAX 03-3293-6187

E Mail: ito@titan-japan.com